

国立大学法人奈良教育大学学長解任規則

平成16年11月26日  
学長選考会議議長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第5条第2項に基づき、国立大学法人奈良教育大学学長(以下「学長」という。)の解任について必要な事項を定める。

(審査機関)

第2条 学長解任の審査は、国立大学法人奈良教育大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)が行う。

(審査時期)

第3条 学長解任の審査は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 学長の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。
- 四 その他学長たるに適しないと認められるとき。

(学長解任審査の請求)

第4条 次の各号のいずれかによる議決が行われた場合、議決した機関は、学長解任審査を解任すべき理由を付して学長選考会議に請求するものとする。

- 一 国立大学法人奈良教育大学経営協議会において、過半数の賛成により学長解任審査請求が議決された場合
  - 二 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会において、過半数の賛成により学長解任審査請求が議決された場合
- 2 前項の請求があった場合、学長選考会議は、経営協議会委員及び教育研究評議会評議員による合同の会議の開催を求め、その意見を聴取することができる。

(学長解任の審査)

第5条 学長選考会議は、前条による学長解任審査請求があった場合及び次の各号に該当する場合は、学長解任の審査を行う。

- 一 学長選考会議委員の2名以上の連名により学長解任審査の提案が、学長選考会議にあった場合
  - 二 国立大学法人奈良教育大学学長選考規則(平成16年奈良教育大学規則第31号)第10条第2項に規定する意向聴取有資格者の過半数の署名による学長解任審査請求が、解任すべき理由を付して学長選考会議に提出された場合
  - 三 文部科学大臣から第3条第三号の事由による審査の要請がなされた場合
- 2 学長選考会議は、前項に規定する審査を行うにあたり、学長から請求があった場合、弁明の機会を設けなければならない。

3 第1項の審査の議決は、出席した学長選考会議委員の3分の2以上の賛成で学長解任を決定する。

(通知等)

第6条 学長選考会議は、前条による審査の結果を学長に通知するとともに、公表するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第7条 学長選考会議は、第5条により学長の解任を決定したときは、文部科学大臣に学長解任の申出を行うものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学長解任の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定めることができる。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、学長選考会議の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成16年11月26日から施行する。